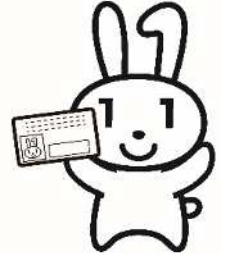


国民健康保険にご加入されている皆様へ 資格情報のお知らせ・資格確認書 についてお知らせします。

マイナ保険証をお持ちの方には
資格情報のお知らせが届きます！



【 資格情報のお知らせ 】



<イメージ図>

- ・ マイナ保険証の利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。
- ・ 資格情報のお知らせが届いた方は、**マイナ保険証で医療機関等を受診してください。**

※資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合には、マイナンバーカードとセットで提示することで受診できます。

※70歳未満の方の資格情報のお知らせには原則、有効期限がありません。

※70歳以上の方は所得に応じて負担割合が変わるため、記載内容の有効期限は令和9年7月31日まで、または75歳の誕生日前日までとなります。

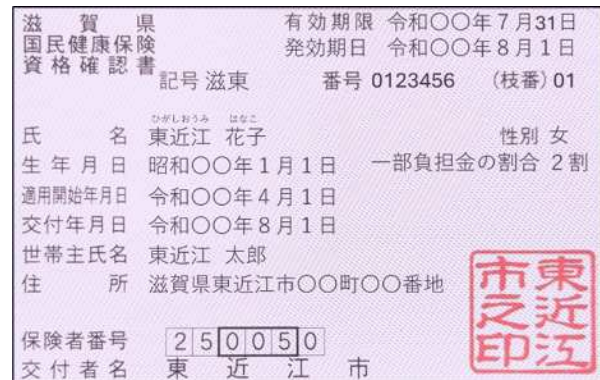


マイナ保険証をお持ちでない方には
資格確認書(薄紫色)が届きます！

【 資格確認書 】

- ・ マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方等が、**医療機関等を受診する際に提示する書類です。**
- ・ 有効期限があります。有効期限が切れるときには、申請しなくても自動で新しい資格確認書が送付されます。

※有効期限は令和9年7月31日、または75歳の誕生日前日までです。



<イメージ図>



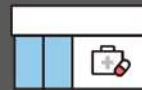
- ・ 加入状況等は6月17日時点でデータ作成していますので、この日以降に異動の届出(社会保険加入・転出等)をされ、届出前の資格確認書が届いた場合は返却してください。(資格情報のお知らせは返却不要です。)
- ・ 「資格情報のお知らせ」は普通郵便で、「資格確認書」は簡易書留で、それぞれ世帯分をまとめて送付します。



医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。



医療機関・薬局の受付で提示するもの



マイナ保険証



マイナ保険証を
お持ちの方は
マイナ保険証を
ご利用ください

資格確認書をお使いの方も、利用登録いただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書



マイナ保険証を
お持ちでない方は
資格確認書を
ご利用ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました



マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！



利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局に
マイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナ保険証について
もっと知りたい方は
こちら



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年8月から実施を予定している

高額療養費制度の見直しについて

今回の高額療養費制度の見直しは、将来にわたって医療制度を守るため、主に短期間の治療を受ける方には一部ご負担の増額をお願いするものです。

その一方で、継続して治療が必要な方や低所得の方の負担が重くなりすぎないように、配慮(セーフティネット機能)を強化しています。

【※厚生労働省のホームページに掲載されている内容を記載しています】

高額療養費制度の見直しのポイント(予定)

■ 長期療養者への配慮

(1) 多数回該当の金額を据え置き

1年間(過去12か月)で3回以上上限に達した場合、4回目以降の負担が軽くなる仕組み(多数回該当)の金額はこれまで通り据え置かれ、負担が増えないよう配慮されます。

(2) 「年間上限」の導入

新たに「年間上限」を導入予定です。月ごとの限度額に届かない場合でも、1年間の支払額が合計で「年間上限」に達した後は、その年においてそれ以上のご負担は不要となります。

■ 低所得者への配慮

(1) 「多数回該当」の金額引き下げ

住民税非課税の基準を少し上回る「年収200万円未満」の方について、多数回該当の金額を現在より引き下げ、負担を軽減します。

(2) 外来年間上限等の維持(70歳以上の方)

外来の限度額が引き上げられる際も、「住民税非課税区分」の方については、外来の年間上限を導入し、年間の最大自己負担額が増加しないよう配慮されます。

令和8年8月以降の自己負担限度額については…

正式な限度額は国(政令)で決定され次第、8月以降に東近江市ホームページでお知らせします。最新の情報は右の二次元コードからご確認ください。

※情報が更新されるまでは、現在の限度額が表示されている場合があります。



東近江市HP

ご注意ください

① 現在、限度額適用認定証 または 限度額適用・標準負担額減額認定証 を利用されている方へ

マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関・薬局の窓口でマイナ保険証を提示することにより、オンライン資格確認による限度額適用区分の確認ができるため、限度額適用認定証等の事前申請は不要となります。

資格確認書をお持ちの方は、従来どおり限度額適用認定証等の提示が必要となりますので、引き続き利用される場合は事前申請が必要です。

ただし、住民税非課税世帯の方(限度額適用区分が「オ」または「低所得Ⅱ」)で、入院日数が過去12か月以内に90日を超えていることによる食事療養標準負担額の減額を受ける場合は、マイナ保険証の有無にかかわらず、長期入院該当の申請が必要となります(長期入院該当日は、原則申請月の翌月月初です。)。

詳しくは、同封の「滋賀県の国保」をご覧ください。保険年金課までお問い合わせください。

② 【重要】マイナ保険証をご利用の方へ

マイナ保険証を利用している場合でも、国民健康保険の加入・脱退には手続きが必要です。就職や退職、住所変更等をされた場合は、必ず保険年金課または各支所でお手続きをお願いします。